

定額減税補足給付金（不足額給付）
支給要綱

令和 7 年 6 月 3 0 日

さいたま市

さいたま市定額減税補足給付金（不足額給付）支給要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する、低所得者支援及び定額減税補足給付金（不足額給付）に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定額減税補足給付金（不足額給付） 前条の目的を達するために、さいたま市（以下「市」という。）によって贈与される給付金をいう。
- (2) 定額減税補足給付金（当初給付） 令和6年5月31日施行「さいたま市低所得者支援給付金及び定額減税補足給付金支給要綱」に定める定額減税補足給付金又は他の市区町村で定める当該定額減税補足給付金（当初給付）と同様の給付金をいう。
- (3) 令和5年度の住民税非課税世帯への給付金（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として給付したものに限る。）若しくは住民税均等割のみ課税世帯への給付金 令和5年12月22日施行「さいたま市物価高騰対応重点支援給付金支給要綱」に定める家計急変世帯の区分を除く物価高騰対応重点支援給付金又は他の市区町村で定める当該物価高騰対応重点支援給付金と同様の給付金をいう。
- (4) 令和6年度の新たに住民税非課税若しくは新たに均等割のみ課税となった世帯への給付金 令和6年5月31日施行「さいたま市低所得者支援給付金及び定額減税補足給付金支給要綱」に定める低所得者支援給付金又は他の市区町村で定める当該低所得者支援給付金と同様の給付金をいう。
- (5) 支給対象者 第3条に定めるところにより、定額減税補足給付金（不足額給付）を贈与される者をいう。
- (6) 支給 この要綱の規定により、市と支給対象者との間に成立した贈与契約の履行として、定額減税補足給付金（不足額給付）を現実に提供することをいう。
- (7) 申請 定額減税補足給付金（不足額給付）の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）が、この要綱の規定により、市長に対して支給の決定を求める行為をいう。
- (8) 公的身分証明書等 申請者及びその代理人が本人であることを確認するための書類で市長が別に定めるものをいう。
- (9) 支給事務員 市長又はその委任を受けた市職員及びこれらの者の履行補助者（市長が別に定めるところによりこれらの者を機械的に補助する者）をいう。

- (10) 申請代理人 申請者の代理人として申請を行うことができる者をいう。
- (11) 代理申請 申請代理人による申請をいう。
- (12) 受給権者 第5条又は第9条の規定により支給決定を受けた者をいう。
- (13) 受給代理人 受給権者の代理人として支給を受けることができる者をいう。
- (14) 法定代理人 民法の規定による親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権授与の審判がされた保佐人及び代理権授与の審判がされた補助人をいう。

(支給要件)

第3条 定額減税補足給付金（不足額給付）の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、令和7年1月1日時点で市に住所を有する者（市の住民基本台帳に記録されていないが、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による道府県民税所得割又は市町村民税所得割（以下「個人住民税所得割」という。）が課される者等を含む。）とする。ただし、所得税法（昭和40年法律第33号）上の非居住者並びに令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が1,805万円を超える者を除く。

- (1) ア及びイに掲げる額の合計額（1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）がウに掲げる額を上回る所得税又は個人住民税所得割の納税義務者

ア 3万円に、その者の令和6年12月31日時点の同一生計配偶者又は扶養親族である者（いずれも国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和6年分所得税額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の3第1項の規定がないものとした場合における令和6年分の所得税の額をいう。以下同じ）を差し引いた額

イ 1万円に、その者の令和5年12月31日時点の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和6年度分個人住民税所得割額（地方税法附則第5条の8第4項及び第5項の規定の適用を受ける前のものをいう。以下同じ。）を差し引いた額

ウ 定額減税補足給付金（当初給付）の額（定額減税補足給付金（当初給付）を辞退等した者にあつては、定額減税補足給付金（当初給付）を辞退等していなければ受給していた額をいい、定額減税補足給付（当初給付）給付対象外であった場合、0とする。）

- (2) 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が0であり、令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者

- (3) 令和 6 年分所得税額及び令和 6 年度分個人住民税所得割額が 0 であり、地方税法第 3 2 条第 3 項及び第 3 1 3 条第 3 項の規定による青色事業専従者又は同法第 3 2 条第 4 項及び第 3 1 3 条第 4 項の規定による事業専従者である者
- (4) 前三号の規定にかかわらず、物価高騰対応重点支援地方創生交付金制度要綱（令和 5 年 1 1 月 2 9 日付け府地創第 3 2 7 号）に規定する「地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合」に該当する者
- 2 前項及び第 4 項に掲げる令和 6 年分所得税額及び前項及び次条に掲げる令和 6 年分所得税に係る合計所得金額は、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書に記載する控除外額又は確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等から把握できる令和 7 年度分個人住民税課税情報から推計した額とすることができる。
- 3 第 1 項各号においては、修正申告等により同時に要件を満たすことのない給付を受けている者を除く。
- 4 第 1 項第 2 号及び第 3 号においては、次の各号に該当する者を除く。
 - (1) 令和 6 年分所得税額又は令和 6 年度個人住民税所得割額が 0 でない者
 - (2) 定額減税補足給付金（当初給付）の給付対象者（控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者を含む。）
 - (3) 令和 6 年分所得税額及び令和 6 年度分個人住民税所得割額が 0 であり、令和 5 年度の住民税非課税世帯への給付金（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として給付したものに限る。）若しくは住民税均等割のみ課税世帯への給付金又は令和 6 年度の新たに住民税非課税若しくは新たに均等割のみ課税となった世帯への給付金の対象世帯の世帯主又は世帯員

（支給額）

- 第 4 条 前条第 1 項第 1 号の規定による支給対象者に対して支給する定額減税補足給付金（不足額給付）の金額は、同号ア及びイに掲げる額の合計額（1 万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）から同号ウに掲げる額を差し引いた金額とする。ただし、令和 6 年分所得税に係る合計所得金額が 1, 8 0 5 万円を超える場合は同号アを、令和 6 年度分個人住民税に係る合計所得金額が 1, 8 0 5 万円を超える場合は同号イを、それぞれ 0 とする。また、令和 6 年 1 月 2 日以降に国外から転入し令和 7 年 1 月 1 日時点で市に住所を有する者（市の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。）については、同号イを 0 とする。
- 2 前条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定による支給対象者に対して支給する定額減税補足給付金（不足額給付）の金額は、原則として、4 万円とする。ただし、令和 6 年 1 月 2 日以降に国外から転入し令和 7 年 1 月 1 日時点で市に住所を有する者（市の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。）については、3 万円とする。

- 3 前条第1項第4号の規定による支給対象者に対して支給する定額減税補足給付金（不足額給付）の金額は、原則として、4万円から、所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）による改正後の所得税法及び地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）による改正後の地方税法に基づく特別税額控除額、既に給付を受けた定額減税補足給付金（当初給付）の額並びに前条第1項第1号の規定により支給される定額減税補足給付金（不足額給付）の額（いずれも控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者として受けた額を含む。）を差し引いた額とする。
- 4 前条第1項第1号ア及びイに掲げる額を個人住民税課税情報から抽出し、定額減税補足給付金（不足額給付）の金額の算定等の事務処理を進める日（以下「事務処理基準日」という。）は、令和7年6月30日とする。
- 5 事務処理基準日以降に生じた前条第1項第1号ア及びイに掲げる額の修正等については、原則として、同項に定める定額減税補足給付金（不足額給付）の金額に反映しないものとする。ただし、定額減税補足給付金（不足額給付）の金額に当該修正等を反映することについて市長がやむを得ないと認める場合はこの限りでない。

（申請）

- 第5条 定額減税補足給付金（不足額給付）の支給を受けようとする者は、定額減税補足給付金（不足額給付）確認書（以下「確認書」という。）又は定額減税補足給付金（不足額給付）申請書（以下「申請書」という。）（以下これらを総称して、この条、第6条、第10条、第11条、第14条、第19条、及び第20条において「申請書等」という。）を市長に提出することにより行わなければならない。
- 2 前項の申請書等を提出する場合には、申請書等に公的身分証明書等の写しを添付しなければならない。
 - 3 申請書等の受理開始日は、市長が別に定める。
 - 4 申請書等の提出期限は、令和7年10月15日とする。
 - 5 第10条第1項第2号に掲げる方法により支給を受けようとする者は、同号に規定する口座を特定するための書類を申請書等に添付しなければならない。ただし、申請に際し、あらかじめ口座が特定されている場合は、この限りでない。
 - 6 市は、第1項の規定にかかわらず、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の特定公的給付に係る公金受取口座情報を取得できた者又は令和5年12月22日施行「さいたま市物価高騰対応重点支援給付金支給要綱」に定める物価高騰対応重点支援給付金若しくは令和6年5月31日施行「さいたま市低所得者支援給付金及び定額減税補足給付金支給要綱」に定める定額減税補足給付金若しくは低所得者支援給付金若しくは令和7年1月7日施行「さいたま市住民税非課税世帯物価高支援給付金支給要綱」に定める住民税非課税世帯物価高支援給付金を支給した者のうち市が口座情報（以下

「前回受給口座」という。)を取得できた者であって、第3条に掲げる支給要件を満たす者に対し、定額減税補足給付金(不足額給付)の支給の決定(以下「支給決定」という。)を行い、定額減税補足給付金(不足額給付)支給決定通知書兼支給のお知らせ(以下「支給のお知らせ」という。)により定額減税補足給付金(不足額給付)の支給の申込み(以下「支給の申込み」という。)を行うことができる。

- 7 前項による支給の申込みを受けた者(以下「被申込者」という。)は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号のいずれかに係る口頭による意思表示を行うものとする。
 - (1) 定額減税補足給付金(不足額給付)の受給を辞退する場合
 - (2) 定額減税補足給付金(不足額給付)の支給口座の変更を申し出る場合
 - (3) 定額減税補足給付金(不足額給付)の支給金額に異議があり、支給金額の変更を申し出る場合
- 8 前項の口頭による意思表示は、前項各号それぞれについて市長が別に定める期限までに行うことができる。ただし、期限までに口頭による意思表示がなされないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合は、この限りでない。
- 9 第7項第1号に該当し、口頭による意思表示を行った被申込者は市長が別に定める期限までに定額減税補足給付金(不足額給付)辞退等申出書(以下「辞退等申出書」という。)を提出しなければならない。
- 10 第7項第3号に該当し、口頭による意思表示を行った被申込者に対し、市長が特に必要であると認める場合、市長は第12条の規定により支給決定を取り消し、支給のお知らせ、確認書又は申請書を送付することができる。
- 11 市長は、第8項に規定する期限までに第7項の口頭による意思表示がないときは、被申込者に対し定額減税補足給付金(不足額給付)を第10条第1項第1号に規定する方法により支給することができる。
- 12 第7項第2号又は第3号に該当する場合の口頭による意思表示は被申込者に代わり、申請代理人も行うことができる。

(代理人による申請)

第6条 申請代理人は、次のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 申請者の法定代理人
 - (2) 親族又は代理申請を行うことについて正当な理由があると市長が認めた者
- 2 申請代理人は、申請者及び申請代理人の公的身分証明書等を申請書等に添付しなければならない。
 - 3 申請代理人が法定代理人のときは、前項に加えて、代理権を確認する書類として申請者の戸籍謄本又は戸籍抄本若しくは登記事項証明書又は家庭裁判所の証明書を申請書等に添付しなければならない。

(申請の補正)

第7条 申請がこの要綱の規定及び第25条の規定により市長が別に定めるものの規定に適合していないときで、補正することができるものであるときは、市長は、申請者又はその申請代理人に相当の期間を定めて補正を命じるものとする。

(修正の申出)

第8条 申請者は、確認書に記載された支給金額に異議があり、支給金額の修正を申し出る場合、口頭による意思表示を行うものとする。

2 前項の口頭による意思表示は、市長が別に定める期限までに行うことができる。ただし、期限までに口頭による意思表示がなされないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合は、この限りでない。

3 申請者が第1項の規定により口頭による意思表示をした場合、市長は当該意思表示が行われた確認書を無効とできる。

4 第1項の規定により口頭による意思表示を行った申請者に対し、市長が特に必要であると認める場合、市長は確認書又は申請書を送付することができる。

5 前項により申請書又は確認書の送付を受けた者で定額減税補足給付金(不足額給付)の支給を受けようとする者は第5条の規定により申請を行うものとする。

6 第1項の口頭による意思表示は申請者に代わり、申請代理人も行うことができる。

(支給決定及び不支給決定)

第9条 市長は、申請書又は確認書の提出があった場合において、申請者が支給対象者に該当する場合は、支給決定をしなければならない。

2 市は、申請書を提出した者で、市長が支給決定をしたときは、支給の申込みを行う。

3 第5条第7項から第12項までの規定は、前項による支給の申込みについて準用する。この場合において、第5条第11項中「第10条第1項第1号」とあるのは「第10条第1項又は第2項」と読み替えるものとする。

4 市は、確認書を提出した者で、市長が支給決定をしたときは、受給権者に対して、定額減税補足給付金(不足額給付)支給決定通知書(以下「支給決定通知書」という)により通知する。

5 市長は、申請があった場合において、当該申請が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定にかかわらず定額減税補足給付金(不足額給付)を支給しない旨の決定(以下「不支給決定」という。)をし、定額減税補足給付金(不足額給付)不支給決定通知書により申請者に通知しなければならない。

(1) 申請者が支給対象者に該当しないとき。

- (2) 申請者又はその申請代理人が第7条に規定する補正の命令に従わなかったとき。
 - (3) 申請が偽りその他不正の手段によりされたとき。
 - (4) 申請が第5条第3項の申請受理開始日から同条第4項の申請受理期限までの期間内にされなかったとき。
 - (5) 申請代理人又は受給代理人がその要件を欠くとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が不支給決定を相当と認めるとき。
- 6 市長は、第1項の規定により支給決定をしたときは、当該決定を受けた受給権者又はその受給代理人に対して、次条の規定により当該受給権者が選択した方法により支給しなければならない。

(支給)

第10条 定額減税補足給付金(不足額給付)の支給は、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。この場合において、第3号及び第4号に掲げる支給方法は、受給権者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号による支給が困難な場合に限り行う。

- (1) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第3条に基づき登録されている公的給付支給等口座(以下「公的給付支給等口座」という。)又は前回受給口座(受給権者本人の名義で開設されたものに限る。)に振り込む方法
 - (2) 申請書等に記載された受給権者本人名義の金融機関の口座(地方税法の施行地内で開設されたものに限る。)に振り込む方法
 - (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第4条に規定する市の事務所及びさいたま市区の設置等に関する条例(平成14年条例第66号)第3条に規定する区の事務所のうち、市長が指定する事務所において現金を支給する方法(現金で支給を受けることにつき相当の理由があると市長が認めた場合に限る。)
 - (4) 前各号に掲げる方法のほか、市長が指定する方法
- 2 市長は、受給権者が前項第1号及び第2号による支給を希望した場合で、その支給のための口座を特定できないときは、第3号又は第4号の方法により支給することができる。

(代理人への支給)

第11条 受給代理人は、第6条第1項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 2 申請者は、第9条の規定により支給決定を受けた場合における受給代理人(以下この条において単に「受給代理人」という。)を選任するときには、申請者及び申請代理人の公的身分証明書等を申請書等に添付しなければならない。

- 3 受給代理人を選任する場合の前条の適用については、前条第1項第2号中「申請書等に記載された受給権者本人名義」とあるのは、「受給代理人本人名義」と読み替えるものとする。
- 4 第6条の規定により申請代理人を定めた場合は、やむを得ない理由があると認められる場合を除き、受給代理人は、申請代理人と同一の者でなければならない。

(支給取消決定)

第12条 市長は、次のいずれかに該当する場合は、支給決定を取り消すこと(以下「支給取消決定」という。)ができる。

- (1) 受給権者が支給対象者に該当しないことを市長が知ったとき。
 - (2) 受給権者又はその申請代理人が虚偽又は不正な手段により申請を行ったことを市長が知ったとき。
 - (3) 受給権者又はその受給代理人が支給を拒んだとき。
 - (4) 受給権者又はその受給代理人の責めに帰すべき事由により支給ができないとき。
 - (5) 第10条第1項第2号(前条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)の口座を特定できないとき。ただし、同条第1項第3号又は第4号の方法で支給できるときはこの限りでない。
 - (6) 受給代理人が前条第1項の要件を欠くことを市長が知ったとき。
 - (7) 受給権者が辞退等申出書により返還を申し出たとき。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が支給取消決定を相当と認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により支給決定を取消した場合は、定額減税補足給付金(不足額給付)支給取消決定通知書兼返還請求書により、その旨を受給権者に通知しなければならない。
 - 3 市長が支給決定を取消した場合において、既に定額減税補足給付金(不足額給付)の支給がされていた場合は、当該取消しを受けた者は、定額減税補足給付金(不足額給付)をその支給の時から利息を付して市に返還する義務を負う。
 - 4 前項の場合において、返還すべき金銭に付すべき利息の額は、定額減税補足給付金(不足額給付)の支給がされた日の翌日から返還の履行の日までの期間の日数に応じ、返還すべき金額に年3パーセントの割合を乗じて得た金額とする。
 - 5 市長は、第3項の場合において、受給権者が支給取消決定を受けたことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、前項の利息を免除することができる。

(不支給決定等から支給決定への変更決定)

第13条 市長は、不支給決定又は支給取消決定(以下「不支給決定等」という。)をした場合において、その後に新たに判明した事実が当該不支給決定等の基礎としたところと相違することを知ったときは、既に行った不支給

決定等を変更し、新たに支給決定を行うこと（以下「不支給決定等から支給決定への変更決定」という。）ができる。

- 2 前項の規定により生じた市の債務と市の債権が同一人について生じた場合は、第18条に定めるところによる。

（変更決定の申出）

第14条 申請者、被申込者又は受給権者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市長に対して変更決定の申出をすることができる。

- (1) 申請書等に記載した事項を変更するとき。
- (2) 第5条第7項第2号に該当する場合
- (3) 第5条第7項第3号に該当する場合で既に支給を受けた場合
- (4) 不支給決定等を受けた後に判明した事実が当該決定の基礎とされたところと相違する場合で、当該事実に基づけば、支給対象者に該当することとなるとき。
- (5) 支給決定通知書に記載されている支給方法を変更するとき。
- (6) 支給決定通知書に記載されている支給金額に異議があり、支給金額の変更を申し出る場合

- 2 前項の規定による申出をしようとする者は、定額減税補足給付金（不足額給付）変更決定申出書（以下「変更決定申出書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 3 第1項第2号又は第5号に該当し、第2項の変更決定申出書を提出する場合で、第10条第1項第2号に掲げる方法により支給を受けようとする者は、同号に規定する口座を特定するための書類を添付しなければならない（書類を添付できないことにつき、市長がやむを得ないと認める場合を除く。）。

- 4 第1項第3号又は6号に該当し、第2項の変更決定申出書を提出する場合は、支給金額変更の基礎となる書類を添付しなければならない（書類を添付できないことにつき、市長がやむを得ないと認める場合を除く。）。

- 5 第1項第4号に該当し、第2項の変更決定申出書を提出する場合は、新たに判明した事実がその不支給決定等の基礎とされたところと相違することを証する書類を添付しなければならない（書類を添付できないことにつき、市長がやむを得ないと認める場合を除く。）。

- 6 市長は、変更決定申出書の提出があった場合には、その申出に係る事実を調査し、申出に基づき変更決定をする旨又は申出に理由がない旨をその申出をした申請者、被申込者又は受給権者に通知しなければならない。

- 7 第4項の規定による決定の結果、支給口座又は支給方法が変更となる場合、市長は変更決定した支給口座又は支給方法により支給する。

- 8 第4項の規定による決定の結果、第9条第6項の規定により既に支給している金額が変更となる場合であって、当該変更となる金額が既に支給している金額より多くなるときは、市長は、その差額を支給する。

- 9 市は、前項の規定により差額を支給する場合、受給権者に対し、支給の申込みを行う。なお、当該支給の申込みは、第6項の通知をもってこれに代えるものとする。
- 10 第5条第7項から第12項までの規定は、前項による支給の申込みについて準用する。この場合において、第5条第11項中「第10条第1項第1号」とあるのは「第10条第1項又は第2項」と読み替えるものとする。
- 11 第4項の規定による決定の結果、第9条第6項の規定により既に支給している金額が変更となる場合であって、当該変更となる金額が既に支給している金額より少なくなるときは、受給権者は、当該差額を返還しなくてはならない。
- 12 変更の申出は、申請者又は受給権者に代わり、申請代理人又は受給代理人も行うことができる。ただし、申請代理人又は受給代理人が変更決定申出書を提出する場合は、申請者又は受給権者、及び申請代理人又は受給代理人の公的身分証明書等を変更決定申出書に添付しなければならない。
- 13 前項の申請代理人又は受給代理人が法定代理人のときは、第6条第3項の規定を準用する。この場合において、第6条第3項中「申請者」とあるのは「申請者又は受給権者」と、「申請書等」とあるのは「変更決定申出書」と読み替えるものとする。
- 14 変更決定申出書を市長に提出した後、変更決定前に死亡した者の取扱いについては、民法第97条第3項及び第526条に定めるところによる。

（変更決定の申出期限）

- 第15条 前条第1項第1号、第3号、第4号又は第5号に該当する場合の変更決定の申出及び変更決定申出書の提出は令和7年11月15日まで行うことができる。ただし、期限までに申出及び提出がなされないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合は、この限りでない。
- 2 前条第1項第2号に該当する場合の変更決定の申出期限は、第5条第7項に定める口頭による意思表示の規定を適用する。なお、当号による変更決定申出書の提出期限は前項の規定に準じる。

（申請、申出方法の特例）

- 第16条 前条までの規定にかかわらず、申請、辞退等申出書の提出又は変更決定申出書の提出に係る手続き（以下「申請等」という。）のうち市長が必要と認めるものについては、電子情報処理組織を使用する方法（以下「電子申請」という。）により行うことができる。なお、電子申請による手続開始日及び期限については、各申請等で定める受理開始日及び期限についての規定を準用する。
- 2 前項の「電子情報処理組織」とは、市の使用に係る電子計算機と、申請者又は受給権者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(申請等の取下げ)

第17条 申出者が、申請等を取下げようとするときは、定額減税補足給付金(不足額給付)申請等取下書を市長に提出することにより取下げを行うことができる。

2 前項の取下げを行うことができる期間は、申請等を行った日から、当該申請等に係る支給決定、不支給決定、又は変更決定がされる日までとする。

(相殺)

第18条 市長は、市が第12条第3項の規定による債権を有する場合には、その債務者が有するこの要綱の規定により生じた市に対する債権と相殺をすることができる。

2 前項の相殺は、当事者から一方に対して定額減税補足給付金(不足額給付)相殺通知書を送達することによって行うものとする。この場合において、その意思表示には条件又は期限を付することができない。

3 市長は、市がこの要綱の規定により生じた債権以外の債権(地方自治法第240条第1項に規定する債権以外の債権を含む。)を有する場合において、その債権と定額減税補足給付金(不足額給付)に係る債務の相殺をもって、定額減税補足給付金(不足額給付)の債権者に対抗することができない。

(定額減税補足給付金(不足額給付)の支給等に関する周知等)

第19条 市長は給付金事業の実施にあたり、支給対象者の要件、申請書等の提出の方法、申請書等の提出受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請書等の提出が行われなかった場合等の取扱い)

第20条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第5条第4項の提出期限までに申請書等の提出が行われなかった場合、支給対象者が定額減税補足給付金(不足額給付)の支給を受けることを辞退したものとみなす。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第21条 定額減税補足給付金(不足額給付)の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(関係書類の整備)

第22条 申請者は、定額減税補足給付金(不足額給付)の申請及び支給に係る書類をその申請の日から7年間保管しなければならない。

(様式)

第23条

この要綱の施行に関し必要な書類の様式は、市長が別に定める。

(委任)

第24条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和7年6月30日から施行する。

(この要綱の失効)

第2条 この要綱は、令和8年1月31日を限り、その効力を失う。

第3条 第2条の規定にかかわらず、支給取消決定に関する同要綱の規定は、
なおその効力を有するものとする。